

## くるめ「まちカメ」ボランティア実施要綱

地域の防犯・交通安全活動及び協働による安全・安心のまちづくりを推進するため、久留米市、市民ボランティア、久留米警察署及びうきは警察署の連携協力により、まちの見守り活動である「くるめ「まちカメ」ボランティア」を、次のとおり実施する。

### （目的）

第1条 市民が安全・安心のまちづくりに関わることで、防犯や交通安全に対する意識の向上を図る。また、自身や身の回りの予防活動に自ら取り組む市民等を増やすことで、市民との協働による「セーフコミュニティ」の取組拡大、及び「安心して安全に暮らせるまちづくり」の実現に寄与する。

### （基本方針）

第2条 本事業の実施にあたっては、久留米市、市民ボランティア、久留米警察署及びうきは警察署による相互の連携に基づき、法令等に則り、本事業を運用することとする。また、久留米市内における犯罪・交通事故等を予防するとともに、犯罪・交通事故等が発生した場合には、前条の目的を達成するために必要な協力を行うこととする。

### （市民ボランティア）

第3条 市民ボランティアに登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）久留米市内で自宅や事業所等に防犯カメラを設置している者。
- （2）久留米市在住、又は久留米市に通勤通学し、自家用車等にドライブレコーダーを設置している者。
- （3）その他、自身や身の回りの予防活動に自ら取り組む者。

2 市民とは、市内に居住、通学、又は通勤する個人及び市内において活動を行う法人その他の団体をいう。

### （連携協力の内容）

第4条 久留米市は、久留米警察署及びうきは警察署と連携し、防犯や交通安全等に関する情報を市民ボランティアに適宜提供する。

2 市民ボランティアは次の各号に掲げるものに努めるものとする。

- （1）安全運転や防犯など、率先して自らの身を守る行動をする。
- （2）けがや事故等の予防につなげるため、第1項に基づき提供される情報を、周りにも知らせる。
- （3）犯罪・交通事故等に関して、久留米警察署及びうきは警察署からの情報提供依頼が久留米市を通じて行われた場合には、防犯カメラやドライブレコーダ

一の映像、または、それらに関連する情報の提供に協力する。

3 市民ボランティアは、犯罪の事案解決に向けた直接的な対応は決して行わず、自らの安全を第一として活動することとする。

(秘密漏洩の禁止)

第5条 久留米市及び市民ボランティアは、捜査に関して知り得た情報等を他に漏洩してはならない。

(申請)

第6条 市民ボランティアに登録しようとする者(以下、「申請者」という)は、くるめ「まちカメ」ボランティア申請書(第1号様式)に必要事項を記入して、久留米市長(以下、「市長」という)に提出しなければならない。  
ただし、市長が認めた場合は、電子申請により申請をすることができる。

(認定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、申請内容を確認し、くるめ「まちカメ」ボランティア認定書(第2号様式)とくるめ「まちカメ」ボランティアステッカー(以下、「ステッカー」という)を申請者に交付することとする。  
2 認定を受けた市民ボランティアは、自宅や事業所、または車両等にステッカーを貼付することとする。

(申請の不受理と認定の取り消し)

第8条 次の各号に掲げる者は申請できない。また、認定後において判明した場合は、適宜認定を取り消すこととする。  
(1) 各種法令に違反している者。  
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)又は暴力団員(以下、「暴力団員」という。)  
(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。  
(4) その他市長が市民ボランティアとして参画することを不相当と判断した者。  
2 第5条の規定に違反した場合は、認定を取り消すこととする。

(変更・辞退)

第9条 市民ボランティアは、申請内容の変更又は辞退を行う場合は、くるめ「まちカメ」ボランティア変更・辞退届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(連絡調整)

第10条 久留米市は、市民ボランティアと久留米警察署及びうきは警察署との総合的な連絡調整を行うとともに、本事業に基づく効果的な防犯・交通安全啓発活動を図るものとする。

(広報・調整)

第11条 本事業を広く周知するための広報及び市民ボランティアの登録・調整は、久留米市が中心となって行うものとする。

(管理)

第12条 久留米市は、市民ボランティアの登録情報について、警察を含む第三者に提供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱において疑義が生じた事項については、その都度久留米市と久留米警察署及びうきは警察署との間で協議するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

ただし、本事業の運用については、令和6年8月1日から施行する。

## くるめ「まちカメ」ボランティア申請書

久留米市長

くるめ「まちカメ」ボランティア実施要綱第 6 条に基づき、市民ボランティアへの登録を申請します。

また、以下のいずれにも該当しません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員。
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

		令和	年	月	日
郵便番号	〒				
住所					
氏名 または、企業・団体名					
電話番号					
メールアドレス (携帯・PC 可)					
車両台数 ドライブレコーダー搭載車両	台				
防犯カメラ台数	台				
ステッカーの種類 縦 10cm×横 22cm	マグネット	枚	シール	枚	

※企業・団体の場合 のみ記入	代表者の役職・氏名	
	担当者の所属・氏名	
	HP への掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

## くるめ「まちカメ」ボランティア認定書

様

身のまわりのけがや事故を協働で予防する安全安心のまちづくり「セーフコミュニティ」を広め、まちの見守り活動に取り組む、くるめ「まちカメ」ボランティアとして認定します。



令和 年 月 日

久留米市長

(裏)

くるめ「まちカメ」ボランティアに登録された皆様におかれましては、下記の内容を充分にご理解の上、活動をお願いします。

1. 久留米市は、久留米警察署及びうきは警察署と連携し、防犯や交通安全等に関する情報を市民ボランティアの皆様にも適宜提供します。
2. 市民ボランティアの皆様は次のことに努めてください。
  - (1) 安全運転や防犯など、率先して自らの身を守る行動をとってください。
  - (2) けがや事故等の予防につなげるため、久留米市から提供される情報を、周りにも知らせてください。
  - (3) 犯罪・交通事故等に関して、久留米警察署及びうきは警察署からの情報提供依頼が久留米市を通じて行われた場合には、防犯カメラやドライブレコーダーの映像、または、それらに関連する情報の提供に協力してください。
3. 犯罪の事案解決に向けた直接的な対応は決して行わず、自らの安全を第一に活動してください。
4. 捜査に関して知り得た情報等を他に漏洩してはいけません。
5. 申請内容の変更又は辞退を行う場合は、くるめ「まちカメ」ボランティア変更・辞退届を提出してください。

【くるめ「まちカメ」ボランティア実施要綱より引用】

問合せ先  
久留米市セーフコミュニティ推進協議会事務局  
久留米市 協働推進部 安全安心推進課  
T E L : 0942-30-9094  
F A X : 0942-30-9706  
E - m a i l : anzen@city.kurume.lg.jp

第3号様式（第9条関係）

## くるめ「まちカメ」ボランティア変更・辞退届

久留米市長

くるめ「まちカメ」ボランティア実施要綱第9条に基づき、市民ボランティアへの登録を（変更・辞退）します。

		令和	年	月	日
郵便番号	〒				
住所					
氏名 または、企業・団体名					
電話番号					
メールアドレス (携帯・PC可)					
※企業・団体の場合 のみ記入	代表者の役職・氏名				
	担当者の所属・氏名				
	HPへの掲載	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない		

■辞退の場合は、理由を記載してください。

--